

福岡市県外産業廃棄物搬入の事前届出に関する要綱

平成23年12月13日制定

平成25年 4月 1日改正

平成29年 1月 1日改正

平成30年 3月 9日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成5年3月29日福岡市規則第25号。以下「規則」という。）第11条及び第12条の適用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、法施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）、法施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び福岡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年福岡市条例第26号。以下「条例」という。）の例による。

2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中間処理 発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において行う廃棄物の処分
- (2) 中間処理業者 次のいずれかに該当する者であって、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下、この項において同じ。）の中間処理を行う者
 - ア 法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けた者
 - イ 省令第8条の3各号、第8条の15各号のいずれかに該当する者
- (3) 産業廃棄物処理施設等 令第7条各号に掲げる産業廃棄物の処理施設及び産業廃棄物の処分を行う者が産業廃棄物の処分の用に供するその他の処理施設
- (4) 県外産業廃棄物 事業活動に伴って生じた産業廃棄物のうち、福岡県の区域外の事業場において生じたもの
- (5) 中間処理県外産業廃棄物 県外産業廃棄物を福岡市の区域以外で中間処理した後の産業廃棄物

(産業廃棄物の処理計画の提出を要する事業者)

第3条 規則第11条第1項第3号に定める事業者とは、次に掲げる者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する県外産業廃棄物（中間処理県外産業廃棄物を除く。）を市内の産業廃棄物処理施設等において処分（他人に委託して行う処分を含む。以下同じ。）を行う処理計画については、当該県外産業廃棄物を排出する者
 - ア 市内の産業廃棄物処理施設等において埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物
 - イ 特別管理産業廃棄物（アに掲げる廃棄物を除く。）

ウ 燃え殻，汚泥（建設系無機性汚泥を除く。），廃油，廃酸，廃アルカリ，令第2条第4号及び第4号の2，第8号並びに第10号から第13号までに掲げる廃棄物で事業活動に伴って生じたもののうち，当該廃棄物を市内の産業廃棄物処理施設等に運搬する期間（次条第2項の規定の適用がある場合は，同項に定める各期間）における運搬量が5トンを超えるもの（ア及びイに掲げる廃棄物を除く。）

エ 別表に掲げる区域内において排出された産業廃棄物（ア，イ及びウに掲げる廃棄物を除く。）

- (2) 前号ア，イ，ウ又はエのいずれかに該当する中間処理県外産業廃棄物を市内の産業廃棄物処理施設等において処分を行う処理計画については，当該中間処理県外産業廃棄物を市内の産業廃棄物処理施設等に運搬（他人に委託して行う運搬を含む。以下同じ。）する中間処理業者

（産業廃棄物の処理計画の提出期限）

第4条 規則第11条第2項第3号に定める期日は，前条各号に掲げる産業廃棄物を市内に運搬する期間の初日の30日前とする。

- 2 前項に定める期間が1年を超えるときは，当該期間をその開始の日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは，その1年未満の期間）ごとに，前項の規定を適用する。

（産業廃棄物の処理計画に定める事項）

第5条 第3条に定める事業者が作成する産業廃棄物の処理計画における規則第12条第2号ウに定める期間は，前条第1項に定める期間とする。ただし，前条第2項の規定の適用がある場合は，同項に定める各期間とする。

- 2 前項に定める産業廃棄物の処理計画における規則第12条第2号ウに定める産業廃棄物の発生見込量は，市内の産業廃棄物処理施設等において処分を行うために運搬する産業廃棄物の発生見込量とする。

- 3 第1項に定める産業廃棄物の処理計画における規則第12条第6号に定める事項は，次の各号に掲げる事項とする。

(1) 県外産業廃棄物を市内に運搬する期間

(2) 県外産業廃棄物を市内の産業廃棄物処理施設等において処分する理由（当該廃棄物の処分を他人に委託して行う場合に限る。）

(3) 県外産業廃棄物に含まれる放射性物質の測定及び管理に関する事項（当該廃棄物が別表に掲げる区域内において排出された産業廃棄物に限る。）

（産業廃棄物の処理計画の提出）

第6条 第3条に定める事業者が作成する産業廃棄物の処理計画の市長への提出は，規則第12条各号に掲げる事項を記載した様式第1号による計画書を用いて行うものとする。

- 2 前項の計画書には，次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

(1) 運搬する産業廃棄物の性状を明らかにする書類（第3号に掲げる書類を除く。）

(2) 運搬する産業廃棄物を生じた施設の排出工程図

- (3) 第5条第3項第3号の規定の適用がある場合は、当該廃棄物に含まれる放射性セシウムの濃度を明らかにする書類

第7条 削除

(県外産業廃棄物の運搬実績の報告)

- 第8条** 第3条に定める事業者（第7条第1項の規定の適用がある場合は、同項各号に掲げる中間処理業者を含む。）から産業廃棄物の処理計画の提出があった場合において、第5条第3項第1号に定める期間（第4条第2項の規定の適用がある場合は、同項に定める各期間）が終了した場合は、条例第39条の規定により、市長はすみやかに、当該計画の提出者に対して当該期間に市内に運搬した産業廃棄物の実績について必要な報告を求めるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じて、法又は条例の施行に必要な限度において、法第18条又は条例第39条による報告の徴収を行うものとする。

別表

岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県及び新潟県（島しょ部を除く。）の区域
--

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の各号のいずれかに該当する事業者（要綱第7条に定める中間処理業者を含む。以下同じ。）については、規則第11条第2項第3号に定める期日は、平成24年3月31日として、条例第23条の規定による処理計画を定め、市長に提出するものとする。
- (1) この要綱の施行の際、現に県外産業廃棄物であって要綱第3条各号のいずれかに該当するものを市内の産業廃棄物処理施設等において処分するために運搬している事業者
- (2) 県外産業廃棄物であって要綱第3条各号のいずれかに該当するものを市内の産業廃棄物処理施設等において処分するために運搬する期間の初日が、平成24年1月1日から平成24年4月29日までの間である事業者

(本則の適用関係)

- 3 前条の規定により提出された産業廃棄物の処理計画については、条例第23条の規定により定められ、要綱第4条第1項に定める期日までに提出されたものとみなして、この要綱の規定を適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の各号のいずれかに該当する中間処理業者については、規則第11条第2項第3号に定める期日は、平成29年3月31日として、条例第23条の規定による処理計画を定め、市長に提出するものとする。
 - (1) この要綱の施行の際、現に第3条第1号ア、イ、ウ又はエのいずれかに該当する中間処理県外産業廃棄物を市内の産業廃棄物処理施設等において処分を行う処理計画において、当該中間処理県外産業廃棄物を市内の産業廃棄物処理施設等に運搬している中間処理業者（附則第1項の規定による改正前のこの要綱（以下「旧要綱」という。）第7条第1項に基づき提出した者を除く。）
 - (2) 第3条第1号ア、イ、ウ又はエのいずれかに該当する中間処理県外産業廃棄物を市内の産業廃棄物処理施設等において処分を行う処理計画において、当該中間処理県外産業廃棄物を市内の産業廃棄物処理施設等に運搬する期間の初日が、平成29年1月1日から平成29年4月29日までの間である中間処理業者（旧要綱第7条第1項に基づき提出した者を除く。）

(本則の適用関係)

- 3 前条の規定により提出された産業廃棄物の処理計画については、条例第23条の規定により定められ、要綱第4条第1項に定める期日までに提出されたものとみなして、この要綱の規定を適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。